香取市
第２次障害者基本計画・第３次障害福祉計画（案）

平成 24 年３月

香　取　市

（余白）

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置づけ 2
第３節　計画の対象者 3
第４節　計画の期間 3
第５節　計画の策定体制 4
第２章　障害者の現状 5
第１節　身体障害者 5
第２節　知的障害者 7
第３節　精神障害者及び自立支援医療（通院医療）受給者 9
第４節　その他の障害 11
第５節　障害福祉サービス 11
第３章　障害者施策の現状と課題 14
第４章　障害者施策の基本目標 16
第１節　基本理念 16
第２節　基本目標 18
第３節　施策体系 20
第４節　計画の推進 23
第５章　障害福祉計画にかかる目標値の設定 24
第１節　平成26年度の目標値 24
第２節　必要量の見込みを定める障害福祉サービスの種類 30
第３節　地域生活支援事業の概要 33
第６章　障害者施策の展開 38
基本目標１　啓発・広報の充実 38
基本目標２　保健・医療の充実 44
基本目標３　療育・教育体制の充実 49
基本目標４　雇用・就労の促進 52
基本目標５　生活支援サービスの充実 56
基本目標６　生活環境の整備・充実 67
基本目標７　スポーツ・生涯学習、社会活動への参画等の促進 71

第1章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

障害者をとりまく環境と国における障害者施策は大きく変化しています。福祉サービス体系の再編による福祉サービス提供体制の強化を目指し、平成18年に施行された障害者自立支援法の体系への移行は平成24年３月で完了しますが、この間、制度改正に伴う混乱、利用者負担、事業者の減収などが課題となり、事業者に対する激変緩和や利用者負担の軽減が実施されてきました。

平成22年６月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定され、平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。これにより障害者自立支援法と児童福祉法が一部改正され、平成24年４月からの相談支援体制の充実と障害児支援体制の強化が示されたところです。

平成23年８月には地域社会における共生等を目指すことを明確にした障害者基本法の改正がありました。

今後、平成25年８月を目途に、障害者自立支援法に替わる、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度を構築する「障害者総合福祉法」（仮称）の検討が進められています。

香取市（以下、「本市」という。）では、平成19年度に「香取市障害者基本計画」（計画期間：平成19～23年度）を策定し、香取市総合計画の推進も踏まえ、障害者施策を総合的に展開してきました。また、自立支援法に基づく「障害福祉計画」は第１次計画（計画期間：平成18～20年度）、第２次計画（平成21～23年度）を経て、第３次計画の事業量を見込む時期となりました。今年度は両計画の最終年度を迎えていることから、障害者施策を総合的に見直すこととなります。

障害者に関連する各分野の制度の今後の動向を注視しながら、本市の障害者の置かれた現状と各分野の課題を整理し、社会情勢や障害者ニーズの変化を踏まえた施策を展開するため、ここに「第２次香取市障害者基本計画・第３次香取市障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものとします。

第２節　計画の位置づけ

（１）法令根拠

本計画は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」（以下、「障害者計画」）と、障害者自立支援法（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」（以下、「障害福祉計画」）にあたるもので、両計画を一体の計画として策定しています。

（２）市政における位置づけ

市政運営の最上位計画である「香取市総合計画（基本構想）」（計画期間：平成 20～29 年度）における障害者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の各計画、ならびに、教育、スポーツ、生活安全といった諸計画との整合を図ります。

＜主な関連計画＞

「香取市総合計画」（計画期間：平成 20～29 年度）
「香取市地域福祉計画」（計画期間：平成 24～29 年度）
「香取市健康増進計画」（計画期間：平成 24～28 年度）
「香取市高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」（計画期間：平成 24～26 年度）
「香取市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成 22～26 年度）
「香取市生涯学習推進計画」（計画期間：平成 23～26 年度）
「香取市地域防災計画」（毎年改定）

■計画の位置づけ

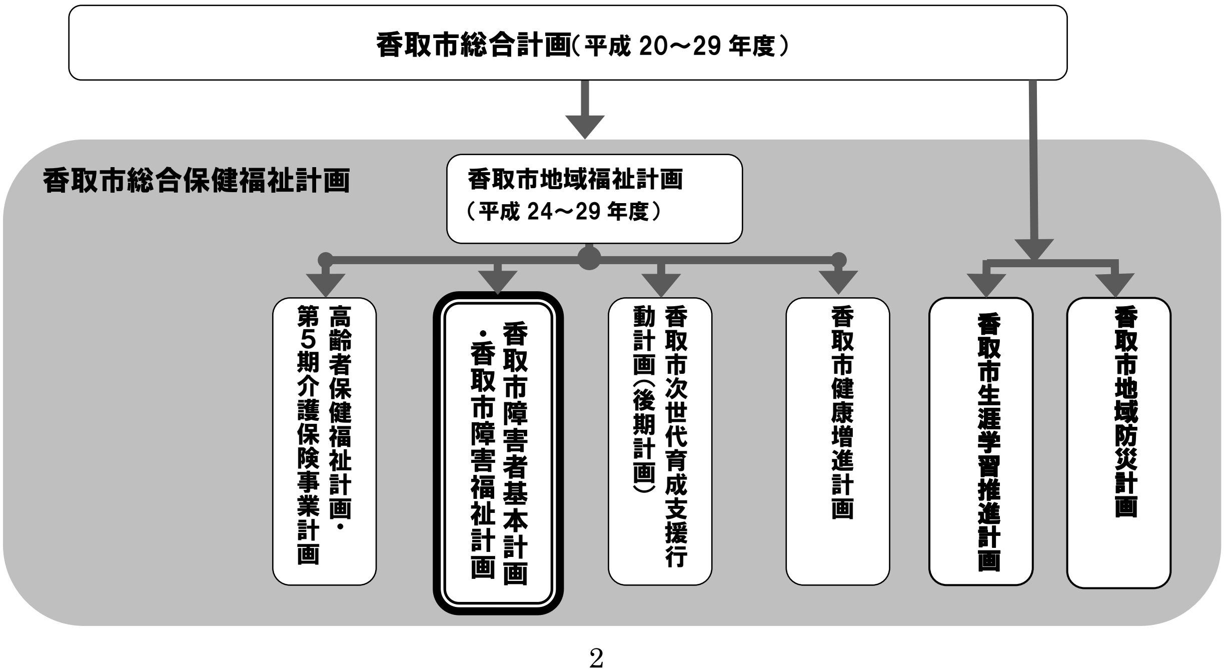

第 3 節　計画の対象者

本計画の対象である障害者は、障害者手帳所持者という狭い範囲ではなく、障害者手帳の有無に関わらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」と考えます。

具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害などの疾病や障害のある方となります。

市民が、生きがいを持って暮らしていける社会をつくることこそが、本計画の目指す姿です。

第 4 節　計画の期間

本計画は、障害者基本法の障害者計画と、障害者自立支援法の障害福祉計画の両方の位置づけを有します。これらの一体的な施策展開を図るため、障害者基本計画は平成 24～29 年を計画期間とする 6 年、障害者福祉計画の期間は、平成 24～26 年度を計画期間とする 3 年間とします。

■計画の期間

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	← 前計画期間 →			← 本計画期間 →					
障害者基本計画			見直し						
障害福祉計画			見直し						

「障害者総合福祉法」（仮称）平成 25 年 8 月までに施行予定

第５節　計画の策定体制

（１）アンケート調査による障害者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、市内に居住する障害者手帳所持者全員を対象に「香取市障害者意向調査」（以下、「アンケート」という。）を実施しました。

■アンケート調査の種類と実施概要

調査期間	平成23年９月21日～平成23年10月５日
調査方法	調査票による本人記入方式　郵送配布・郵送回収による郵送調査方法
配布数	3,222票
回答数	1,850票
回答率	57.4％

（２）自立支援協議会の審議

平成 18 年 12 月に市では「香取市地域自立支援協議会（以下、「市自立支援協議会」という。)」を設置しました。計画の策定にあたっては、市自立支援協議会で審議しました。

（３）パブリックコメントによる市民の意向把握

本計画の素案を市ホームページなどで公表し、広く市民の意見・提案を計画に反映するよう努めています。

パブリックコメントでは●件（●人）（※数値は最終案に挿入）からの意見を頂きました。すべての意見は市自立支援協議会で審議し、可能な限り計画に反映しています。

第 2 章　障害者の現状

第 1 節　身体障害者

（1）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 19 年度から毎年増えており、平成 23 年 3 月 31 日現在、2,749 人、対総人口比 3.26％です。

■身体障害者手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
手帳所持者数	2,646 (1.00)	2,668 (1.01)	2,703 (1.02)	2,701 (1.02)	2,749 (1.04)
総人口	87,837 (1.00)	86,654 (0.99)	85,840 (0.98)	85,069 (0.97)	84,317 (0.96)
対総人口比	3.0%	3.1%	3.1%	3.2%	3.3%

注）（　　）内の数値は、平成 18 年度と比較した率

（2）年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、65 歳以上が 1,725 人と全体の 62.8％を占め、高齢者が多くなっています。障害種別では肢体不自由が 1,652 人と全体の 60.0％となっています。

■年齢別手帳所持者数（平成 23 年 3 月 31 日現在）（人）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声･言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18 歳未満	0	5	0	36	7	48
18～39 歳	8	14	0	117	25	164
40～64 歳	51	37	3	507	214	812
65 歳以上	120	138	12	992	463	1,725
合　計	179	194	15	1,652	709	2,749

（３）障害程度別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害程度別にみると、平成 22 年では重度（1 級、2 級）が 1,487 人と全体の 54.1%を占めています。中度（3 級、4 級）が 33.5%、軽度（5 級、6 級）が 12.4%となっています。

■障害程度別手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

区分	重度		中度		軽度		合計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
平成 18 年度	933	529	343	505	183	153	2,646
平成 19 年度	924	537	346	522	181	158	2,668
平成 20 年度	940	530	350	545	178	160	2,703
平成 21 年度	942	521	353	545	172	168	2,701
平成 22 年度	966	521	360	560	175	167	2,749

（４）自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数の推移

自立支援医療（更生医療）は、18 歳以上の身体障害者で一定の所得未満(人工透析等の継続的な治療をされる方を除く)の方に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障害の程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行う医療費の一部を助成するものです。

自立支援医療（育成医療）は、18 歳未満の身体上の障害を有する児童が指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給します。

■自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数（各年度実人数）（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
更生医療受給者数	26	37	52	52	47
育成医療受給者数	18	38	36	58	59
合計	44	75	88	110	106

総人口	87,837	86,654	85,840	85,069	84,317
対総人口比	0.05%	0.09%	0.10%	0.13%	0.13%

（育成医療は千葉県香取健康福祉センター事業年報より）

第 2 節　知的障害者

（1）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 22 年度は 507 人、対総人口比 0.60%となっています。

■級別療育手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
手帳所持者数	433 (1.00)	445 (1.03)	458 (1.06)	487 (1.12)	507 (1.17)
総人口	87,837 (1.00)	86,654 (0.99)	85,840 (0.98)	85,069 (0.97)	84,317 (0.96)
対総人口比	0.49%	0.51%	0.53%	0.57%	0.60%

注）（　　）内の数値は、平成 18 年度と比較した率

（2）障害程度別療育手帳所持者数

障害程度別の推移をみると、最も所持者数が多いＡ（重度）は増減はあるものの、5 か年では横ばいとなっています。一方、Ｂの２（軽度）が 95 人から 133 人へと 40%の増加となっています。

■年齢別療育手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

	Ⓐ（最重度）	Ａ（重度）	Ｂの１（中度）	Ｂの２（軽度）	合計
平成 18 年度	77	150	111	95	433
平成 19 年度	79	147	114	105	445
平成 20 年度	82	144	119	113	458
平成 21 年度	85	152	126	124	487
平成 22 年度	88	150	136	133	507

（３）年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数を年齢別にみると、18～39 歳が最も多く 230 人、全体の 45.4%となっています。障害程度別では、Ａ（重度）が 150 人、次いでＢの１（中度）が 136 人と続きます。

■年齢別療育手帳所持者数（平成 23 年 3 月 31 日現在）（人）

	Ⓐ（最重度）	Ａ（重度）	Ｂの１（中度）	Ｂの２（軽度）	合計
18 歳未満	15	25	29	50	119
18～39 歳	48	54	65	63	230
40～64 歳	23	51	34	16	124
65 歳以上	2	20	8	4	34
合計	88	150	136	133	507

第3節　精神障害者及び自立支援医療(通院医療)受給者

（1）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成22年度では215人、対総人口比0.25%となっています。そのうち、2級（中度）が126人、58.6%と半数以上を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）（人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級（重度）	40	37	37	43	50
2級（中度）	80	84	105	113	126
3級（軽度）	24	24	28	30	39
合計	144	145	170	186	215

総人口	87,837	86,654	85,840	85,069	84,317
対総人口比	0.16%	0.17%	0.20%	0.22%	0.25%

（2）年齢別・程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、40～64歳が最も多く137人、全体の63.7%となっています。障害程度別では、2級が126人、次いで1級が50人と続きます。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成23年3月31日現在）（人）

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	0	0	0
18～39歳	10	42	12	64
40～64歳	35	76	26	137
65歳以上	5	8	1	14
合計	50	126	39	215

（３）自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神疾患で通院する方に支給する自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 19 年度から増加しており、平成 22 年度の受給者は 651 人、対総人口比 0.77%です。

■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受給者数	545	530	539	596	651
総人口	87,837	86,654	85,840	85,069	84,317
対総人口比	0.62%	0.61%	0.63%	0.70%	0.77%

（千葉県香取健康福祉センター事業年報より）

第４節　その他の障害

（１）難病患者数の推移

■特定疾患医療等受給者数（各年度末３月 31 日現在）（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特定疾患医療受給者数	478	476	486	511	525
小児慢性特定疾患受給者数	105	87	89	77	80

（千葉県香取健康福祉センター事業年報より）

（２）その他の疾病・障害

「障害者基本法」の一部改正により、３障害の手帳所持者以外にも、発達障害が精神障害に含まれる旨が明記されました。発達障害とは、通常低年齢で発現する脳機能の障害で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。また、本人自身も気づかないまま社会に出て、大人になってから発達障害と診断される事例も多くあります。

第５節　障害福祉サービス

（１）障害程度区分

指定障害福祉サービスを利用するために平成 22 年度に香取市障害程度区分認定審査会において障害程度区分の認定を行った人数の内訳は、区分４と６が最も多く、それぞれ 24.1%を占めています。一方、区分１が 4.8%と最も少なくなっています。

■障害程度区分（平成 22 年度に認定した人数の内訳）（人）

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
人数	4	10	15	20	14	20	83
構成比	4.8%	12.0%	18.1%	24.1%	16.9%	24.1%	100.0%

（２）サービスの利用実績

■計画の達成状況（数値目標と実績）

＜障害福祉サービス：日中活動系＞

事業名		計画量（数値目標）			実績量		単位
		21 年度	22 年度	23 年度	21 年度	22 年度	
日中活動系	生活介護	2,002	3,058	3,564	869	814	延人日/月
		91	139	162	40	41	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	36	54	54	13	0	延人日/月
		2	3	3	1	0	実人/月
	自立訓練（生活訓練）	44	66	110	40	13	延人日/月
		2	3	5	2	1	実人/月
	就労移行支援	44	66	110	132	106	延人日/月
		2	3	5	6	5	実人/月
	就労継続支援 A 型（雇用型）	22	44	88	0	0	延人日/月
		1	2	4	0	0	実人/月
	就労継続支援 B 型（非雇用型）	242	968	1,276	195	174	延人日/月
		11	44	58	10	10	実人/月
	療養介護	122	182	243	62	62	延人日/月
		4	6	8	2	2	実人/月
	児童デイサービス	145	156	169	144	129	延人日/月
		34	37	39	35	36	実人/月
	短期入所	168	210	280	152	139	延人日/月
		12	15	20	17	11	実人/月
	(旧体系施設通所)	21	21	13	22	26	実人/月

※　実績量は各年度の 3 月分サービスです。

＜障害福祉サービス：訪問系・居住系＞

事業名		計画量（数値目標）			実績量		単位
		21 年度	22 年度	23 年度	21 年度	22 年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	750	822	893	679	791	延時間/月
	行動援護 重度障害者等包括支援	50	55	60	39	49	実人/月
居住系	施設入所支援	21	30	32	23	24	実人/月
	共同生活介護 共同生活援助	36	44	54	29	39	
	（旧体系施設入所）	90	81	79	87	81	

※　サービス量については、各年度の 3 月分サービスを基準としています。

＜地域生活支援事業：必須事業＞

事業名	計画量（数値目標）			実績量		単位
	21 年度	22 年度	23 年度	21 年度	22 年度	
(1)コミュニケーション支援事業	900	910	920	914	818	人
(2)日常生活用具給付等事業	1,584	1,624	1,654	1,538	1,475	件
(3)移動支援事業	17	19	21	18	20	人
	1,130	1,160	1,190	1,156	1,307	時間
(4)地域活動支援センター事業	72	85	87	67	75	人

＜地域生活支援事業：任意事業＞

事業名	計画量（数値目標）			実績量		単位
	21 年度	22 年度	23 年度	21 年度	22 年度	
(1) 訪問入浴サービス事業	1	1	1	1	2	件
(2) 更生訓練費給付事業	1	1	1	2	2	件
(3) 知的障害者職親委託事業	2	2	2	1	1	件
(4) 日中一時支援事業	12	13	14	16	15	箇所
	64	68	73	73	78	人
	4,884	5,220	5,640	4,714	4,575	日数
(5) 障害者自動車運転免許取得助成事業	3	4	5	0	1	件
(6) 障害用自動車改造費助成事業	3	4	4	3	3	件

第 3 章　障害者施策の現状と課題

本章では、アンケート結果、前計画期間における施策の進捗（平成 22 年度末）の結果から、当該施策に関する障害者施策のこれからの課題を示します。

（1）昼間の過ごし方、相談、情報について

①　主な昼間のすごし方は、半数近く（47.8%）が家庭内で過ごしている一方、仕事や学校、通所サービスを受けている方などの合計が約 3 割おり、何らかの活動をしています。

②　町内会やお祭りなど地域行事への参加は 2 割半ば（よく参加している+ときどき参加している＝24.8%）にとどまっています。地域行事について、障害者の参加を前提とした実施方法の工夫や配慮が必要です。

③　現在の生活で最も不安なことは「健康」と回答する方が最も多くなっています。また、相談相手として、親族か友人以外で頼りにしているのが医療関係者となっています。

④　福祉サービスなどの情報入手源としては、市役所の窓口、市役所や社会福祉協議会の広報誌が上位にあがっています。障害者が必要とする内容を分かりやすく、継続的に情報発信していくことが必要です。

（2）仕事について

①　働いている方の職種は「自営業」「パート・アルバイト、非常勤、内職」「常勤職員（社員）」が多く、そのうち半数近くは仕事で困ることは特にない（47.6%）と回答しています。困ることで多い理由では、「給料・工賃が安い」「からだの調子が悪い」「障害に対する職場の理解が不十分」が上位にあがっています。今後も就労を希望している方が多くなっています。

②　民間企業の障害者雇用への理解と雇用の促進をはじめ、就労に関する十分な情報収集と自己の希望とのすり合わせをする就労支援の充実、職場定着のための企業内の体制づくりや地域の就労機関との連携の充実などが必要です。

（３）保健・医療について

① 定期的に病院や診療所に通っている方が7割半ば（75.8%)、現在の健康状態がよくない方が約4割（健康ではない+あまり健康ではない＝40.7%）という結果から、福祉分野と保健・医療の連携が必要となっています。

② 障害や病状が進むことに不安を感じている方が多いことから、障害者が安心して地域生活をおくるために、医療環境のより一層の充実が期待されます。

（４）生活環境・安心できるまちづくりについて

① 障害者の外出頻度は週に１～2回からほとんど毎日までを合計すると7割近くになります。外出先では道路施設や通行時の安全性に危険を感じていることから、障害者の視点からの道路環境や交通環境の一層の改善が必要です。

② 災害時の避難については、多くの方が家族を頼っています。緊急時の対応で重要なことに地域による助け合いや、避難場所までの案内を挙げており、介助者も高齢化しているケースも多いことから、災害時要援護者支援体制の強化を一層進めていく必要があります。

③ 障害者が差別や偏見、疎外感を感じる割合が3割近い（よく感じる+ときどき感じる＝28.0%）という結果から、障害や病気に対する正しい理解の啓発活動を全市的に展開していく必要があります。

（５）サービス、就学・就労について

① 障害者自立支援法に基づくサービス・事業について、「相談支援事業」「訪問系サービス（ホームヘルプ、行動援護など)」「日常生活用具給付」の利用が上位にあがっています。また、障害者が在宅で生活していくための要件として、生活支援サービスと相談支援サービスの必要性が上位となっています。

② 障害者ニーズを十分に踏まえ、身近な相談体制の強化、サービス提供の環境基盤の強化をより一層進めていく必要があります。

③ 学齢期の子どもを持つ保護者は、就学や進路などの相談体制、教職員の理解と指導力を期待しており、就学における相談体制の充実、教職員の指導力の向上や教職員をサポートする体制の充実が必要です。

第 4 章　障害者施策の基本目標

第 1 節　基本理念

本市では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに推進し、前期計画では、基本理念として「誰もが　安心して　生き生き　暮らせる　まちづくり」を掲げました。この基本理念とめざす社会像は、障害者を含むすべての香取市民にとって普遍のものであることから、本計画においてもこの基本理念とめざす社会像を継承し、より一層発展させていくこととします。

≪計画の基本理念≫

誰もが　安心して　生き生き　暮らせる　まちづくり

この「基本理念」は、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の両理念に加えて、障害のある人もない人も、すべての人々が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されず、誰も差別されず、安全に安心して共に生き、支え合う社会づくりの視点をも踏まえ、障害のある人の自立と社会活動を促進し、障害のある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目指しています。

本市の基本理念に基づき、めざす３つの社会像を定めました。

≪めざす社会像≫

1. 一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会づくり

障害のある人が社会で、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定し、自分の役割を見つけ、誇りをもってその役割を果たすことのできるような社会が求められています。そのためには、障害のある人が地域の中で、自立して生きていくことができるよう環境を整備することが必要になっています。

香取市は、障害のある人の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指します。

2. 地域で支え合うことのできる共生社会づくり

障害のある人が能力を生かして、地域で自立した生活を送るためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支え合いながら生きていく共生社会の実現が必要です。そのためには、必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い助け合うことのできる関係をつくっていくことが必要になっています。

香取市は、障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、地域で支え合うことのできる共生社会づくりを目指します。

3. すべての人が安心して生活できるユニバーサル・デザインに基づく社会づくり

障害のある人が、生活環境や法令制度、人々の気持ち等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのないユニバーサル・デザインに基づく社会づくりが求められています。そのためには、誰もが利用しやすい環境づくりという視点に立って、社会のさまざまなバリアをなくすとともに、新しいバリアを生じさせないようにしていくことが必要です。

香取市は、障害のある人の地域で自立した生活を支援するため、すべての人が安心して生活できるユニバーサル・デザインに根ざした社会づくりを目指します。

第 2 節　基本目標

本市のめざす社会像の実現を図るため、本計画の柱となる 7 つの基本目標に沿って障害者施策を展開します。

基本目標 1　啓発・広報の充実

① 障害についての正しい知識を広め、障害のある人に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育やさまざまな機会を通じて広報・啓発活動の充実に努めます。

② 意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護に努めるとともに、ユニバーサル・デザインの視点から、企画や設計を行い、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進します。

③ 誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの社会づくりを進めます。

基本目標 2　保健・医療の充実

① 障害などの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

② 障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見、早期療育、治療体制の充実に努めます。

③ 関係機関と密接に連携をとりながら、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションなどの適切な提供に努めます。

基本目標 3　療育・教育体制の充実

① 障害のある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めます。

② 障害のある児童生徒やその家族、学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。

③ 学校と家庭での豊かな生活を送るため、福祉、教育等関係機関が連携し適切な支援に努めます。

基本目標４　雇用・就労の促進

①　関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

基本目標５　生活支援サービスの充実

①　障害のある人とその家族に対する相談支援の充実を図るため、身近なところで相談が受けられ、サービス利用に結び付けられるよう、相談支援体制の確立とケアマネジメント体制の充実を図ります。 ②　障害のある人の自立と社会活動を促進するための基盤として、居宅支援サービスと施設支援サービスをきめ細かく必要なときに必要なサービスが提供できるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

基本目標６　生活環境の整備・充実

①　障害のある人はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう人にやさしいまちづくりを進めます。 ②　障害の特性に配慮した住環境、社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障害のある人の社会活動を促進します。 ③　障害のある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。

基本目標７　スポーツ・生涯学習、社会活動への参画促進

①　多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりは、地域で暮らす障害のある人の大きな願いです。聴覚や視覚などに障害のある人に対するコミュニケーション手段を確保し、障害のある人の社会活動・自立を促進します。 ②　障害のある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

第 3 節　施策体系

計画の基本理念　**誰もが　安心して　生き生き　暮らせる　まちづくり**

≪本市のめざす社会像≫

1. 一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会づくり
2. 地域で支え合うことのできる共生社会づくり
3. すべての人が安心して生活できるユニバーサル・デザインに基づく社会づくり

■基本目標■	■施　策■	■施策展開の方向■
基本目標1 啓発・広報の充実	1　啓発活動の充実	①　各種媒体による啓発活動の推進
		②　社会福祉協議会による広報活動の促進
		③　障害者団体･NPO 等による広報活動の支援
		④　「障害者週間」等の意識啓発
	2　福祉教育の推進	①　学校や幼稚園、保育所（園）での福祉教育の推進
		②　地域における福祉教育の推進
		③　保健・医療・福祉分野を目指す生徒への進路指導・相談の充実
	3　体験・交流の推進	①　交流行事・イベントの支援
		②　セルプショップでの交流の促進
	4　地域福祉の推進	①　見守りネットワーク事業
		②　障害者支援ボランティアの育成と活動支援
		③　ＮＰＯへの支援
基本目標2 保健・医療の充実	1 乳幼児期の保健・療育の充実	①　乳幼児保健事業の推進
		②　乳幼児相談・指導の充実
		③　母子保健事業の推進
		④　親の子育て意識向上への取り組み
		⑤　ライフサポートファイルの活用
	2 医療、医学的なリハビリテーションの充実	①　公立病院の充実
		②　医療サービスの充実
		③　周産期医療・小児医療の充実
		④　救急医療体制の充実
		⑤　医学的リハビリテーションの充実
		⑥　難病医療体制の充実
		⑦　高次脳機能障害者への支援
		⑧　経済的負担の軽減
		⑨　小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
	3 心と体の健康づくりの推進	①　疾病や障害の予防対策の推進
		②　各種機能訓練の充実
		③　メンタルヘルス対策の展開
		④　精神障害のある人への支援の促進

基本目標	施策	具体的施策
基本目標3 療育・教育体制の充実	1 就学前保育・教育等の充実	①　早期療育相談支援体制の充実
		②　就学相談支援体制の充実
		③　障害児保育の充実
		④　療育パンフレットの活用
		⑤　児童発達支援センターへの移行支援
		⑥　ライフサポートファイルの活用
	2　特別支援教育体制の充実	①　特別支援教育の指導・相談・研修の実施
		②　通級教室（ことば・ＬＤ）による指導の充実
		③　校内特別支援教育に関する委員会活動の充実
		④　特別支援教育コーディネーター活動の支援
	3　特別支援教育の推進	①　特別支援教育の推進
		②　「個別の教育支援計画」に基づく支援の推進
		③　適切な就学指導・相談の確保
		④　学校の施設・設備の充実
		⑤　進路指導の充実
基本目標4 雇用・就労の促進	1　一般就労の促進	①　障害者雇用の促進
		②　障害者雇用への理解と協力の促進
		③　職業能力の開発
	2　福祉的就労の場の拡大	①　就労施設の運営支援
		②　「就労移行支援」､「就労継続支援」､「地域活動支援センター」の促進
基本目標5 生活支援サービスの充実	1　在宅生活への支援の充実	①　障害年金の支給
		②　特別障害者手当等の支給
		③　税制上の特別措置の実施
	2　日中活動への支援の充実	①　日中活動の場の充実
		②　「基準該当サービス」の指定によるサービス展開の促進
	3　居住の場への支援の充実	①　居住の場の充実促進
	4　相談支援体制の充実	①　市による相談の適切な実施
		②　相談機関の充実とネットワーク化の促進
		③　計画相談支援等給付費の支給
	5　コミュニケーション支援の促進	①　情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施
		②　手話通訳者の活用促進と養成支援
		③　要約筆記者の活用促進
	6　権利擁護の推進	①　成年後見制度の活用促進
		②　日常生活自立支援事業の活用促進
		③　サービス実施の際の権利擁護
		④　虐待等の防止ネットワークの強化
		⑤　虐待防止体制の整備

基本目標	施策	具体的取組
基本目標6 生活環境の整備・充実	1　障害のある人にやさしい公共空間の確保	①　公共施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進
		②　民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の促進
	2　移動手段の確保	①　公共交通機関の充実促進
		②　交通安全対策の推進
		③　各種外出支援サービスの充実
		④　外出に関する経済的支援制度の活用促進
	3　住宅環境の整備	①　住宅改造の促進
		②　公営住宅のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進
		③　居住サポート事業の実施検討
	4　生活安全の確保	①　地域との協働による見守り体制の構築
		②　地域防災体制の充実
		③　災害時要援護者支援計画の策定・推進
		④　災害時福祉拠点・福祉サービス体制の検討
		⑤　災害時の障害者相談支援の実施
		⑥　地域防犯体制の充実
		⑦　緊急通報システムの活用促進
基本目標7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進	1　スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	①　スポーツ・レクリエーション活動の促進
		②　施設・設備等の整備・改善
		③　指導者・ボランティアの育成
	2　生涯学習の推進	①　施設・設備等の整備・改善
		②　生涯学習の各種事業への参加の促進
		③　成果発表の機会の提供
	3　障害者団体の活性化	①　障害のある人たちの団体の活性化と組織化
		②　各団体の相互交流の促進
	4　社会活動への参加の促進	①　市政への参画の促進
		②　障害のある人の社会貢献活動の振興

第 4 節　計画の推進

（1）計画の推進体制

① 香取市地域自立支援協議会の活性化を図り、サービス提供事業者、関係機関、各団体、市社会福祉協議会等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、協働して計画の推進に努めます。

年度ごとに計画の達成状況を点検評価し、香取市地域自立支援協議会に報告し、意見等を求め必要な対策を講じていきます。

② 平成 24 年度の香取市総合計画後期基本計画の策定にあたっては、本計画の理念を踏まえ関係部署との協議を図ります。

障害者自立支援法に替わる法律等の制度改正があった場合は、計画の修正を検討します。

③ 広域的な対応が望ましい施策は、近隣自治体とともに効果的な推進を図ります。また、雇用の推進や専門性の高い相談事業、広域的な事業など、制度的、財政的に本市だけでは対応できない部分については、公共職業安定所や県に対して支援を働き掛けていきます。

（2）財源の確保

① 国や県に対して、各種財政的措置を講じるよう要請し、計画の推進に必要な財源の確保に努めます。

第５章　障害福祉計画にかかる目標値の設定

第１節　平成 26 年度の目標値

障害者自立支援法に基づく障害福祉計画では、障害者の地域生活や一般就労への移行を進める観点から、平成 26 年度の数値目標を設定することとされています。

国が示した考え方、留意事項は以下のとおりです。

（1）入所施設入所者の地域生活への移行

障害者の入所施設の入所者のうち、平成 26 年度末までに、自立訓練事業などを利用し、グループホーム（ＧＨ）、ケアホーム（ＣＨ）、一般住宅などに移行する人の数値目標を設定します。

この目標の設定にあたっては、次の事項を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとされています。

（※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。）

○ 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減する。

○ 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行する。

この国の考え方を踏まえ、本市の数値目標を次のとおり設定します。

項　目	数　値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数（Ａ）	117 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度末の入所者数（Ｂ）	105 人	
【目標値】 削減見込（Ａ－Ｂ）	12 人 （10.3%）	施設入所からＧＨ・ＣＨ等へ移行した人数 （移行率）
【目標値】 地域生活移行者数	36 人	

（国の示す留意事項）

● 地域生活移行者とは、長期入所が常態化していると考えられる施設（身体障害者療護施設、身体障害

者授産施設、知的障害者更生施設（入所)、知的障害者授産施設（入所)、精神障害者入所授産施設）に入所している者の中で地域生活へ移行した者(但し、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設の入所者の中で長期入所が常態化していると各自治体が判断する場合には、当該入所者が地域生活に移行すれば対象に含むものとする。)をいう。

● 平成 17 年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。
・身体障害者施設：更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
・知的障害者施設：更生施設（入所、通所)、授産施設（入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
・精神障害者施設：生活訓練施設、授産施設（入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

また、上記で示した旧体系のほか、新体系での移行先として次の施設が考えられる。
生活介護、自立訓練（機能訓練)、自立訓練（生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型)、
就労継続支援（Ｂ型)

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行　（今後、設定を検討）

平成 27 年度までに「退院可能精神障害者※」が退院することを目指し、平成 26 年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

※「退院可能精神障害者」: 患者調査（直近集計値）における精神病床入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な者」

○ （今後、提示される考え方を掲載予定）

この国の考え方を踏まえ、本市の数値目標を次のとおり設定します。

項　目	数　値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	人	平成●年度県精神保健福祉センター調査を参考に推計した人数
【目標値】 減少数	人 （　%）	上記のうち、平成 26 年度末までに減少を目指す数

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

この目標の設定にあたっては、次の事項を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとされています。

○ 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とする。

この国の考え方を踏まえ、本市の数値目標を次のとおり設定します。

項　目	数　値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	11 人	平成 26 年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労する人数

（国の示す留意事項）一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（Ａ型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

（4）就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の数値目標を設定します。この目標の設定にあたっては、次の事項を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとされています。

○ 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする。

この国の考え方を踏まえ、本市の数値目標を次のとおり設定します。

項　目	数　値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者（Ａ）	13人	平成26年度末において就労継続支援（Ａ型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	26人	平成26年度末において就労継続支援（Ｂ型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業の利用者（Ｂ）	41人	平成26年度末において就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業を利用する人数
【目標値】 目標年度の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合 （Ａ）／（Ｂ）	31.7%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（Ａ型）事業を利用する人の割合

（５）障害者の就労にかかる目標　（今後、設定を検討）

○ （今後、提示される考え方を掲載予定）

①公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数

平成 26 年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての人が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行います。

②障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

平成 26 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、必要な人がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、受講者の数値目標を設定します。

○ （今後、提示される考え方を掲載予定）

③障害者試行雇用事業の開始者数

平成 26 年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者の数値目標を設定します。

○ （今後、提示される考え方を掲載予定）

④職場適応援助者による支援の対象者数

平成 26 年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、必要な人が支援を受けられるよう、数値目標を設定します。

○ （今後、提示される考え方を掲載予定）

⑤障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等

平成 26 年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての人が、就労移行支援事業

者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることとしています。千葉県においては、すでに県内全域で障害者就業・生活支援センターが設置されており、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進することを目指します。

この国の考え方を踏まえ、本市の数値目標を次のとおり設定します。

項　目	数　値	考え方
①【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	●人	平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する人数
②【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	●人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者数
③【目標値】障害者試行雇用事業の開始者数	●人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
④【目標値】職場適応援助者による支援の対象者数	●人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、職場適応援助者支援の利用者数
⑤-1【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	●人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
⑤-2【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等	●か所	平成26年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

第２節　必要量の見込みを定める障害福祉サービスの種類

国では、必要量を見込むことが必要な障害福祉サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」の各サービスとしています。

これらのサービスの見込量は目標値との調整や県との調整を図りながら、見込量を設定する必要があります。

■必要量の見込みを定める障害福祉サービスの分類

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 同行援護	生活介護 短期入所（ショートステイ） 療養介護	共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	共同生活援助（グループホーム）

その他サービス
相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

■障害福祉サービスの事業量見込み

事業名等	単位	利用見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間／月	980	1,078	1,186
	実人／月	63	69	76
重度訪問介護	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
同行援護	時間／月	50	60	70
	実人／月	10	12	14
行動援護	時間／月	30	45	60
	実人／月	2	3	4
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
生活介護	延人日／月	3,652	3,806	3,960
	実人／月	166	173	180
自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	22	44
	実人／月	0	1	2
自立訓練（生活訓練）	延人日／月	22	44	66
	実人／月	1	2	3
就労移行支援	延人日／月	572	946	1,320
	実人／月	26	43	60
就労継続支援（Ａ型）	延人日／月	110	198	286
	実人／月	5	9	13
就労継続支援（Ｂ型）	延人日／月	484	572	616
	実人／月	22	26	28
療養介護	延人日／月	248	279	310
	実人／月	8	9	10
短期入所（ショートステイ）	延人日／月	190	210	230
	実人／月	19	21	23
施設入所支援	実人／月	107	106	105
共同生活介護	実人／月	42	44	46
共同生活援助	実人／月	11	12	13
計画相談支援	実人／月	120	240	360
地域移行支援	実人／月	5	6	7
地域定着支援	実人／月	2	3	4

■障害福祉サービス事業の見込量確保のための方策

（１）訪問系

○　障害福祉サービス制度の周知を図り、適切なサービス利用ができるよう相談支援の充実を図ります。

○　事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

（２）日中活動系

○　適切なサービス利用ができるよう相談支援の充実を図ります。

○　就労支援については、特別支援学校等の進路相談での制度周知を図ります。

○　事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

（３）居住系

○　地域移行にあたり地域住民の理解を深めるため、障害及び障害者についての啓発を推進します。

○　適切なサービス利用ができるよう相談支援の充実を図ります。

○　事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

（４）相談支援

○　対象者の相談支援の計画的な推進を図ります。

第 3 節　地域生活支援事業の概要

（1）　地域生活支援事業の目的

市町村地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者の福祉の推進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

（2）　実施主体

地域生活支援事業には都道府県地域生活支援事業と市町村地域生活支援事業があり、本市において実施される市町村地域生活支援事業（以下、「地域生活支援事業」という。）については、市が実施主体となります（複数の市町村が連携して広域的に実施することも可能)。また、事業の全部または一部を社会福祉法人等に委託して実施することができます。

（3）　香取市の実施事業メニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

本市で実施する地域生活支援事業のメニューについて、必須事業と任意事業に分けて示すと、次ページのとおりです。

（4）　地域生活支援事業の見込量等の設定

市町村が実施する地域生活支援事業については、各年度における事業の種類ごとの量の見込みを設定する必要があります。

■本市における地域生活支援事業一覧

（必須事業）

事　　業　　名	
相談支援事業	障害者相談支援事業
	地域自立支援協議会
	相談支援機能強化事業
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
成年後見制度利用支援事業	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
	手話通訳設置事業
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具
	自立生活支援用具
	在宅療養等支援用具
	情報・意思疎通支援用具
	排泄管理支援用具
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（Ⅰ型）
	地域活動支援センター（Ⅱ型）
	地域活動支援センター（Ⅲ型）
	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）

（任意事業）

事　　業　　名
日中一時支援事業
訪問入浴サービス事業
更生訓練費給付事業
知的障害者職親委託事業
障害者自動車運転免許取得助成事業
障害者自動車改造費助成事業

■地域生活支援事業の事業量見込み

（単位：人は実利用見込み者数）

事業名	単位	見込量		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業				
１障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
２市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
３住宅入居等支援事業	有無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	2	3	4
コミュニケーション支援事業				
１手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	920	920	920
２手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
１介護・訓練支援用具	件	2	2	2
２自立生活支援用具	件	10	11	13
３在宅療養等支援用具	件	11	13	13
４情報・意思疎通支援用具	件	14	15	15
５排泄管理支援用具	件	1,600	1,600	1,600
６居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	3	3
移動支援事業	人	13	15	17
	延べ利用時間	1,096	1,151	1,209

（手話通訳者・要約筆記者派遣事業は延べ利用見込み者数）

事業名	単位	見込量		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター				
香取市所在	箇所	5	5	5
	人	73	75	77
他市所在	箇所	3	3	3
	人	20	20	20
日中一時支援事業	箇所	16	17	18
	人	68	71	75

■地域生活支援事業の実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

（１）相談支援事業

【事業の実施に関する考え方】

○　現在、市内には１箇所の指定相談支援事業所が県からの指定を受けて相談支援を行っていますが、今後の相談支援体制の充実を踏まえ、基幹相談支援センターとしての展開も視野に入れながら、香取市における相談支援体制を再構築して事業の推進を図る必要があります。

【見込量を確保するための方策】

○　相談支援事業・相談支援機能強化事業については、香取市における民間事業者の実践を活用し、身近な地域から障害者の地域生活を支援し、利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、指定相談支援事業者に事業の一部を委託し引き続き実施します。

○　住宅入居等支援事業については、障害福祉サービス事業の地域移行支援・地域定着支援とも関連させながら関係機関と連携して検討していきます。

（２）成年後見制度利用支援事業

【事業の実施に関する考え方】

○　権利擁護については、障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターの設置を検討していく一方で、誰もが気軽に利用できるよう、成年後見制度や権利擁護事業の情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。

【見込量を確保するための方策】

○　成年後見制度利用支援事業は、必要とする方に適切に利用がされるように、相談支援の中での対応に努めるとともに制度の周知を図ります。

（３）コミュニケーション支援事業

【事業の実施に関する考え方】

○　必要とする方に支援が結びつくために制度の周知とともに、手話通訳の環境整備に努めます。

【見込量を確保するための方策】

○　手話通訳者及び要約筆記者の派遣を千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。

○　手話通訳者を引き続き市役所に設置します。

（４）日常生活用具給付等事業

【事業の実施に関する考え方】

○　障害者の生活実態に即した品目の選定検討に努めます。

【見込量を確保するための方策】

○　用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを行うなど、利用者の日常生活の便宜を図ります。

（５）移動支援事業

【事業の実施に関する考え方】

○　障害者の地域生活への移行とともに、地域での自立した生活に必要不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想され、サービス提供体制の確保が必要です。

【見込量を確保するための方策】

○　事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

（６）地域活動支援センター事業

【事業の実施に関する考え方】

○　地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障害者にとって、社会参加のきっかけとなる事業でもあり、柔軟なサービス提供によって多様な二ーズに対応することが可能なことから、障害者の日中活動の充実に活用します。

【見込量を確保するための方策】

○　情報提供や相談支援の中での制度周知により利用の拡大を図ります。

（７）日中一時支援事業

【事業の実施に関する考え方】

○　必要とする方が利用できるように制度の周知とともに、サービス提供体制の確保を図ります。

【見込量を確保するための方策】

○　事業者や関係機関との連携を強化していきます。

第 6 章　障害者施策の展開

基本目標１　啓発・広報の充実

1　啓発活動の充実

障害のある人が地域の中で真に豊かな生活を送るためには、市民の正しい知識と理解が不可欠です。アンケート調査では、障害者が差別や偏見、疎外感を感じる割合が 3 割近く（よく感じる+ときどき感じる＝28.0%）、日常生活で差別や偏見を感じるケースがいまだにあることがわかります。こうした結果から、障害や障害者に対する正しい理解の啓発活動を全市的に展開していく必要があります。

また、市民に障害のある人や障害者福祉に対する関心や理解を高めてもらうために、「広報かとり」をはじめとした各種広報誌・パンフレットの発行をはじめ、マスメディアやコミュニティ媒体を活用した積極的な啓発活動が期待されます。

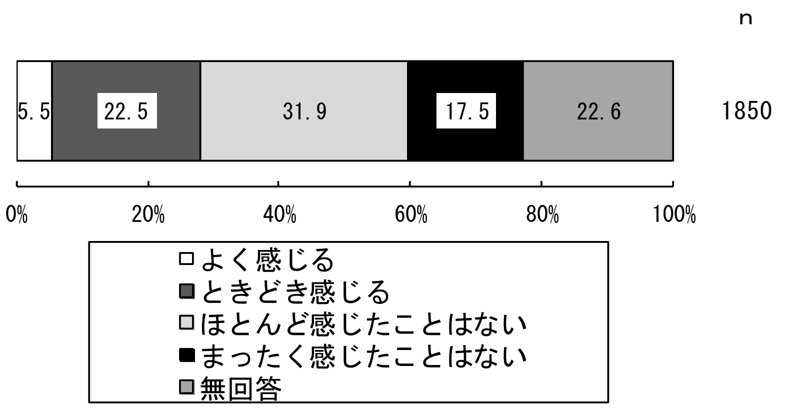

【施策展開の方向】

障害特性に対する市民の理解促進と、障害者に対する差別撤廃を図るために、市民啓発の効果的な方法を関係機関と連携して検討しています。

取り組み		概　要
①	各種媒体による啓発活動の推進	「広報かとり」や各種パンフレット等の刊行物の配布のほか、障害福祉に関する制度案内や、手話講習会や講演会の開催案内など、障害に対する理解を深める情報を提供します。
②	社会福祉協議会による広報活動の促進	香取市社会福祉協議会が発行する「社協だより」や各種パンフレット、さらには、ホームページなどを活用し、障害者福祉について積極的に広報していくことを、情報提供や技術的な面から支援をし、活動促進に努めます。
③	障害者団体･NPO 等による広報活動の支援	ＮＰＯや市民ボランティア、障害のある人などが、発行する機関紙やホームページなどを活用した障害者福祉についての広報活動を、情報提供や技術的な面から支援をしていきます。
④	「障害者週間」等の意識啓発	自治会、事業者、当事者団体などの協力を得て、「障害者週間」、「障害者雇用月間」等におけるイベントなどを積極的にPRし、市民の意識の向上を図ります。

2 福祉教育の推進

福祉教育については、障害のある児童・生徒もない児童・生徒も共に学び、共生の態度や能力を育てていくことが重要なことといえます。

アンケート調査では、「外での人の視線」、「隣近所づきあい」、「地区の行事・集まり」などで差別や偏見、疎外感を感じることがあるという回答が多かったことから、福祉教育は、学校や幼稚園、保育所（園）等での福祉教育だけでなく、市民に対する社会教育としての福祉教育や、専門職の養成もあわせて推進していく必要があります。

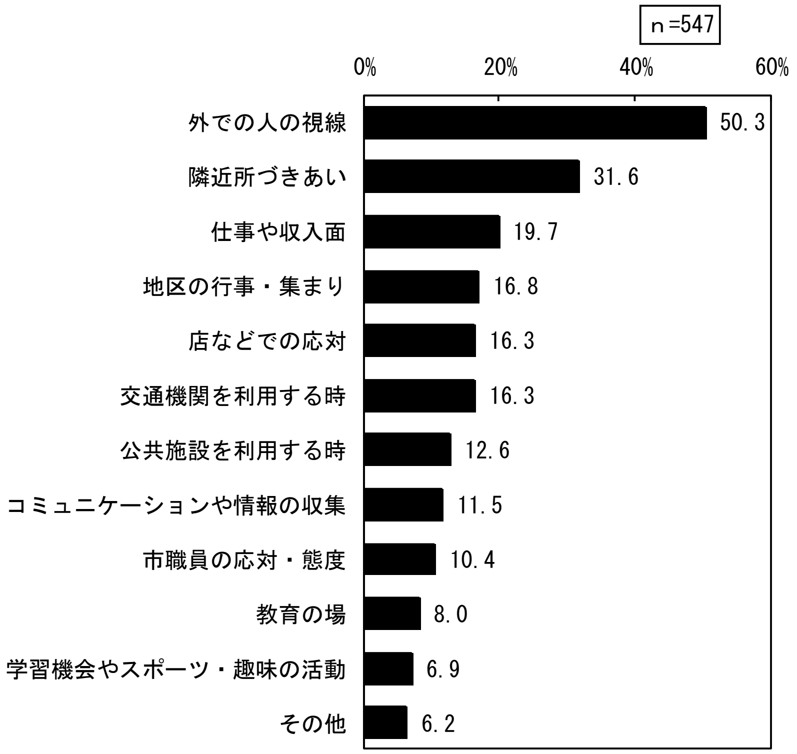

【施策展開の方向】

学校をはじめ幼稚園、保育所（園）、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設などが連携しながら、市民や行政などが一体となって生涯にわたる福祉教育を推進します。

取り組み		概　要
①	学校や幼稚園、保育所（園）での福祉教育の推進	学校や幼稚園、保育所（園）などの各種行事や「道徳の時間」、「総合的学習の時間」などを活用しながら、障害のある人がかかえる社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。
②	地域における福祉教育の推進	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象とした、障害者福祉について学習する機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関等による障害者福祉関連の公開講座等の実施と利用促進を図ります。
③	保健・医療・福祉分野を目指す生徒への進路指導・相談の充実	保健・医療・福祉分野での活躍を目指す子どもたちのため、この分野での教職員の知識・技術の向上に努め、進路指導・相談の充実を図ります。

3 体験交流の促進

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、障害のある人とない人とが交流し、ふれあう機会を拡大していくことが重要です。各種講座の実施やイベントなどを通し、あらゆる世代に向けて、障害に対する正しい知識や理解の普及に取り組みます。

【施策展開の方向】

さまざまな機会をとらえ、障害のある人とない人のふれあいを拡大していきます。

取り組み		概　要
①	**交流行事・イベントの支援**	市内で行われる各種行事・イベントなどに、障害のある人とない人がともに参画し、だれもが楽しめる企画立案と実施に努めます。 また、障害のある人を対象とした行事・イベントへの市民参加を促進します。
②	**セルプショップでの交流の促進**	福祉作業所のセルプショップ（障害当事者が就業・活動する地域活動支援センターや障害者支援施設製品販売店）などへの支援に努め、市民と障害のある人との交流を促進します。

４ 地域福祉の推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域で日常的に支え合うという共通の認識を持つことが重要です。市では、平成23年度に「健やかに住み続けたい 支えあいのまち かとり」を基本理念とし、香取市地域福祉計画を策定しました。本計画の基本理念である「誰もが安心して 生き生き暮らせるまちづくり」も、この地域福祉計画の基本理念と考え方を共有するものです。

これらの理念を実現するには、法律などの制度に基づく福祉サービスと、地域で展開される支え合いの取り組み（共助）とが相互に連携し、様々なニーズに対して最適な支援が提供される仕組みが必要です。東日本大震災を契機として、地域で支え合うことの重要性への認識が高まっていることから、市民、地域の団体、事業者などと協働して、地域福祉の取り組みを推進していく必要があります。

本市では、香取市まちづくり条例に基づく住民自治協議会等との市民協働による地域福祉や地域防災への取り組みとともに、社会福祉協議会、区長会（自治会）や障害者相談員、民生委員・児童委員、高齢者クラブをはじめ各種団体や近隣住民により、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動が展開されています。

【施策展開の方向】

社会福祉協議会を中心とし、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア養成講座などを通じて、市民ボランティア活動への参加を促進していきます。また、香取圏域連絡調整会議などを通じ、関係機関の連携を図ります。

	取り組み	概　要
①	見守りネットワーク事業	民生委員・児童委員等による友愛訪問や社会福祉協議会各支部などとの連携を図り、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを継続します。
②	障害者支援ボランティアの育成と活動支援	社会福祉協議会の活動を支援し、ボランティア養成講座などの展開による、障害のある人の生活を支援するボランティアやボランティア・コーディネーターの育成を促進します。 また、区長会（自治会）、女性団体、高齢者クラブ等、地域活動を担う団体の育成・支援に努めます。
③	ＮＰＯへの支援	障害のある人の支援に携わるＮＰＯ団体への情報提供や活動支援に努めます。

基本目標２　保健・医療の充実

１ 乳幼児期の保健・療育の充実

障害のある子どもや発育・発達上気になる子どもとその家族にとって、身近な場所で適切な支援を受けられることが大切です。本市では乳幼児健診をはじめ、育児相談・訪問指導、４か月児健診、10か月児健診、１歳6か月児健診などの事業を実施し、乳幼児の健やかな発達の支援を行っています。「ことばとこころの相談・教室」では、子どもの状況にあわせて、適切な援助・指導を行っています。また、子育ての身近な支援拠点として、市内４か所に地域子育て支援センターを設置し、子育て中の保護者の育児不安や悩みに対応しています。

【施策展開の方向】

育児環境の変化に対応したママパパ教室、育児相談、乳幼児の健康診査など母子保健施策を推進します。障害の発生予防と早期発見のため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の充実を図ります。

	取り組み	概　要
①	乳幼児保健事業の推進	乳幼児の健やかな発育・発達を確保するため、乳幼児健康診査、乳幼児歯科検診等の事業を推進するとともに、関係機関との連携により、発育・発達に気がかりのある子どもの早期発見・早期療育に努めます。
②	乳幼児相談・指導の充実	発育の遅れや障害などの心配がある子どもたちへの療育・指導の充実を図ります。 また、保護者に対して、育て方などについて適切な相談や指導に努めます。
③	母子保健事業の推進	母子の心身の健康保持のため、ママパパ教室、ことばの教室など、各種母子保健事業を推進します。 また、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業を推進し、発育の遅れや障害などの予防、早期発見、早期対応を図ります。
④	親の子育て意識向上への取り組み	乳幼児をもつ保護者に対して、健全な子どもの育成のための親としての意識の向上を目的とし、子育て相談と交流の機会をつくります。

取り組み		概　要
⑤	ライフサポートファイルの活用	入学したときや福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩み等を始めから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」を活用することにより、円滑な療育相談と関係機関の連携を行います。

２　医療、医学的なリハビリテーションの充実

現在、香取市には公立の医療機関として県立佐原病院と国保小見川総合病院がありますが、医師不足への対応など、地域医療体制の充実を早急に図っていく必要があります。

障害者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障害の防止・軽減に向けた周産期医療や、様々な症状の障害児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障害の軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者医療費助成制度」や、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院医療の給付）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

【施策展開の方向】

市民が身近な環境で、気軽に医療サービスを受けるため、中核となる県立佐原病院及び国保小見川総合病院と、地区医師会、市内医療機関が連携し、医療サービスの充実を図ります。

また、関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

さらに、リハビリテーションの充実を図るとともに、医療費については障害のある人が安心して医療を受けることができるよう経済的に支援します。

取り組み		概　要
①	**公立病院の充実**	国保小見川総合病院の医療体制の充実に努め、地域の医療水準を高めていきます。
②	**医療サービスの充実**	市民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域医療を担う「かかりつけ医」の周知を図ります。
③	**周産期医療・小児医療の充実**	安心して子どもを育てられるよう、小児救急医療や療育体制について、関係市町等と連携しながら、香取海匝地域における広域連携システムの構築に取り組ます。
④	**救急医療体制の充実**	休日や夜間における小児救急医療などの地域住民の急病患者の医療の確保を図ります。
⑤	**医学的リハビリテーションの充実**	脳血管疾患や骨関節疾患、内部疾患、小児疾患、精神疾患などの疾病や障害から、心身機能の維持・増進・回復を図る医学的リハビリテーションの充実とともに、一人ひとりの心身の状態にあわせて住み慣れた地域での生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る地域リハビリテーションの推進に努めます。

取り組み		概　要
⑥	難病医療体制の充実	地域の医療機関、県・市の連携のもと、難病の早期発見、継続的治療、在宅支援などの確立に努めます。
⑦	高次脳機能障害者への支援	自動車事故や脳血管障害、外傷性脳挫傷などの原因で、脳が損傷された高次脳機能障害者については、千葉リハビリテーションセンターと連携し、相談支援をはじめ各種支援策の促進に努めます。
⑧	経済的負担の軽減	障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者（児）医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進します
⑨	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

3　心と体の健康づくりの推進

心と体がともに健康な状態で暮らしていくことが理想ですが、東日本大震災による不安や、社会環境の変化などによってストレスを抱えた人が増加しており、心の健康への支援が求められています。誰でも気軽に相談できる、精神科医や保健師などによる心のケアが課題です。

本市では、市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問などの保健事業を推進しています。また、脳血管疾患などにより低下した心身機能の維持・増進・回復を図るため、機能訓練事業を実施しています。

アンケート調査によると、健康に大きな不安を抱えている障害者が、半数を超えていることから、障害者が安心して地域で生活するために、健康づくりの支援をより一層充実させる必要があります。

【施策展開の方向】

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障害の予防、心身機能の維持・増進・回復を図ります。

	取り組み	概　要
①	**疾病や障害の予防対策の推進**	疾病や障害の予防を図るため、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問など、保健事業を推進します。
②	**各種機能訓練の充実**	心身機能の維持・増進・回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーションなどの機能訓練を推進します。 また、介護施設等との連携を図るとともに、喀痰吸引等業務の人材育成に努めます。
③	**メンタルヘルス対策の展開**	うつや閉じこもり予防、自殺防止など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、講座・教室の開催や家庭訪問などを実施します。
④	**精神障害のある人への支援の促進**	精神障害に関するアウトリーチ（訪問）相談の充実を図ります。 また、精神障害のある人の安定した社会生活を維持するため、医療機関や障害者支援機関、保健所等との連携を強化していきます。さらに、精神障害のある人の家族が、精神障害に対する学習や意見交換・情報提供を行いながら親睦が図れるよう、家族の会等を支援します。

基本目標３　療育・教育体制の充実

１　就学前保育・教育等の充実

障害のある子ども一人一人のニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から就労に至るまで、一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが求められています。

そのため、発達障害者支援法に基づく児童の発達障害の早期発見及び、発達障害者の支援のための各種施策を実施するとともに、施策を実施するため香取市自立支援協議会療育支援部会等において、香取市の発達障害児・者の療育支援について専門的に検討しています。

本市には、市立幼稚園が４園と私立の幼稚園が２園、また、市立保育所が 12 ヶ所、公設民営が２ヶ所、私立が８園あります。いずれの保育所（園）、幼稚園においても、障害や発達の遅れのある子もない子もともに地域で育てる環境づくりに努めています。

発達や運動機能に心配のある子どもに対し、専門の職員が相談・指導・訓練などの療育を行う児童発達支援センターの整備が課題となっています。

【施策展開の方向】

就学前の障害児の教育については、障害の早期発見・早期療育により、心身のより良い発達を促進することが可能なことから、保健・福祉・医療との密接な連携のもとに、家庭教育の推進及び就学相談支援体制の整備を図ります。

取り組み		概　要
①	早期療育相談支援体制の充実	乳幼児の発達相談や幼児期における心身の障害の早期発見及び障害児の就学前の教育については家庭が果たす役割が大きいことから、保護者など関係者に対して助言・指導等の早期療育相談支援の充実を図ります。
②	就学相談支援体制の充実	就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります
③	障害児保育の充実	保育所（園）に通園する障害児の健全な成長を促進するため、保育所等訪問支援の活用も図り、保育士の障害児に対する理解を深め、障害児保育の充実を図ります。

	取り組み	概　要
④	療育パンフレットの活用	発達の遅れや障害のある子どもと、その家族が、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、相談窓口・療育支援機関等の情報をまとめた冊子等を活用します。
⑤	児童発達支援センターへの移行支援	法改正に伴い、知的障害児通園施設等から児童発達支援センターへ移行する事業者の取り組みを促進し、地域の障害児やその家族に対する支援の充実を図ります。
⑥	ライフサポートファイルの活用 （再掲）	入学したときや福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩み等を始めから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイルを活用することにより、円滑な療育相談と関係機関の連携を行います。

2　特別支援教育体制の充実

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害も含め、障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」が平成 19 年 4 月から導入されています。

【施策展開の方向】

広域の特別支援学校と地域の小中学校が連携しながら、特別支援教育の推進体制の充実を図ります。

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の発達状況に応じた指導ができるよう、教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、就学相談体制や特別支援教育体制を整備し、学習環境の充実に努めます。

	取り組み	概　要
①	特別支援教育の指導・相談・研修の実施	特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校・保護者に対して専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。
②	通級教室（ことば・学習障害）による指導の充実	通級教室において、個別の指導計画のもと、指導・支援を行います。
③	校内特別支援教育に関する委員会活動の充実	各校に設置された特別支援教育に関する委員会の活動を、特別支援教育コーディネーターによる活動の活性化等をとおし

取り組み		概　要
		て、充実させていきます。
④	**特別支援教育コーディネーター活動の支援**	保護者や関係機関への窓口となり、各学校で特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの活動を支援します。

3 特別支援教育の推進

本市には、市立小学校が 23 校と分校が２校、市立中学校が８校、高等学校は県立が３校と私立が１校あります。各小中学校では、障害のある児童・生徒等の教育的ニーズに対応した指導・支援を行っていきます。

【施策展開の方向】

支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めます。

取り組み		概　要
①	**特別支援教育の推進**	「特別支援教育コーディネーター」を中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、一人一人の能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。
②	**「個別の支援計画」等に基づく支援の推進**	支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローアップについての「個別移行支援計画」、福祉・医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、成長を多面的に支援します。
③	**適切な就学指導・相談の確保**	保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人一人の心身の状況に応じた適切な就学指導・相談の実施に努めます。
④	**学校の施設・設備の充実**	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。
⑤	**進路指導の充実**	義務教育終了後の進路については、個々の障害の程度等に応じた、多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療等の分野が連携を取りながら進路指導の充実に努めます。

基本目標4　雇用･就労の促進

1 一般就労の促進

雇用・就労は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備を図ることが求められています。

働いている方の、今後、希望する働き方は、「会社や団体などの常勤職員」が 15.5%、「自営業」が 14.9%、「障害を理解してもらって、一般企業での雇用」が 10.9%となっています。

職場適応への支援については、雇用前の「職場適応訓練」（訓練をハローワークから事業主に委託）や、有期雇用契約としての「障害者試行雇用（トライアル雇用）」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、常用雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」の支給などがあります。また、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」が法定サービスとして事業化しています。

第２次計画期間内においては就労継続支援Ａ型（雇用型）の利用を、平成 23 年度には３人見込んでいましたが、事業所が整備されず、利用実績はありませんでした。第３次計画期間内には事業所の整備を促進し、障害者の就労支援の充実を図る必要があります。

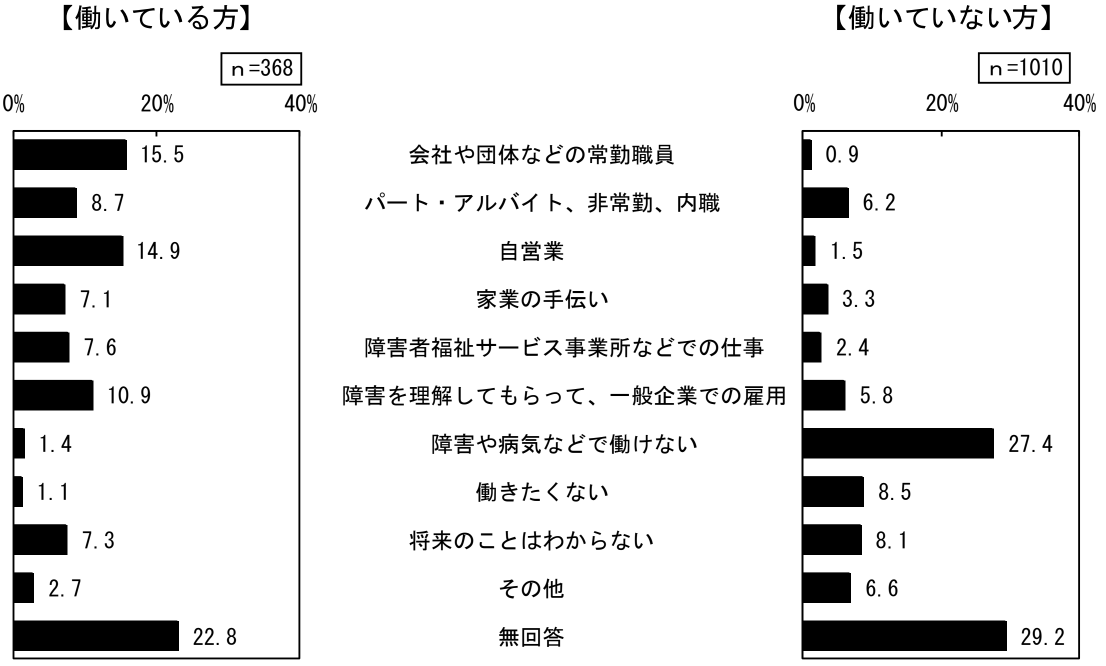

【施策展開の方向】

障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図るため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と協力し障害者に職業の紹介や就職後の定着化を指導するとともに、関係機関などと連携して障害者の雇用促進を図ります。

	取り組み	概　要
①	**障害者雇用の促進**	職場適応援助者(ジョブコーチ)派遣事業、障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用を促進し、職場への定着を支援します。
②	**障害者雇用への理解と協力の促進**	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し、障害者雇用に関わる制度・施策の周知を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業所に雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請します。 また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備の整備など、受入れ体制の向上を促進します。
③	**職業能力の開発**	障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門校等と連携を図り、入学指導の推進を図ります

２ 福祉的就労の場の拡大

本市には、福祉的就労の場として、市で運営する「地域活動支援センターあけぼの園」や、「地域活動支援センター第２あけぼの園」、「地域活動支援センターおみがわ」があります。また、近隣には知的障害を持っている人のための授産施設などがあります。障害を持っている人が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められています。

それぞれの事業所が、「就労移行支援」や「就労継続支援」、「地域活動支援センター事業」といった事業メニューにより受け入れています。

【施策展開の方向】

各種福祉団体や事業所等の協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めていきます。

（１）一般事業

	取り組み	概 要
①	**就労施設の運営支援**	一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保できるよう、障害者に福祉的な配慮がなされる小規模作業所などの運営を支援します。
②	**「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」の促進**	相談の充実や関係機関の連携により、障害者自立支援法に基づく各種の就労支援サービスの利用促進を図ります。

（２）指定障害福祉サービス

	取り組み	概 要
①	**就労移行支援 【訓練等給付】**	企業などへの就職または在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障害者に対し、一定期間（2 年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
②	**就労継続支援（Ａ型） 【訓練等給付】**	①就労移行支援事業を利用したが企業などの雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業などの雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65 歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行いま

	取り組み	概　要
		す。 　また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。
③	【訓練等給付】 就労継続支援（Ｂ型）	①企業などや就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用したが企業などや就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方、③以上に該当しないが 50 歳に達している方、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動などの機会を提供します。 　また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

基本目標５　生活支援サービスの充実

１　在宅生活への支援の充実

本市では、在宅生活での障害者本人の生活の質（ＱＯＬ）の向上や、家族などの介護負担の軽減を図るため、在宅生活支援サービスを実施してきました。

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、利用者負担がそれまでの応能負担から応益負担に変更されました。そのため、利用者負担が増加したことから、利用者の負担を抑えるため、市民税非課税の「世帯」は利用料が無料となりました。また、介護者の負担を軽減していく必要から、地域生活支援事業として日中一時支援事業を開始し、介護者支援に取り組んでいます。

障害者が地域で自立していくため、また、介護者の負担を軽減していくための施策を今後も充実させるとともに、事業者の確保が必要となっています。

【施策展開の方向】

利用者本位の考え方に立ち、障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的及び質的充実に努めるとともに、すべての障害者が自分らしく自立した地域生活を送れるよう、社会福祉施設等を充実させるために必要な支援を行います。

障害者自立支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）や補装具費の支給の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付・貸与の充実に努めます。

また、障害者自立支援法以外の事業・サービスについては、市主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

さらに、盲導犬・介助犬・聴導犬の利用を可能とする環境の啓発に努めます。

（１）一般事業

取り組み		概　要
①	障害年金の支給	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく年金を支給します。
②	特別障害者手当等の支給	国の法制度に基づき、所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給します。
③	税制上の特別措置の実施	国の法制度に基づき、所得税、住民税の障害者控除等を実施します。

（２）障害福祉サービス

取り組み		概　要
①	居宅介護（ホームヘルプ） 【介護給付】	居宅における入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
②	重度訪問介護 【介護給付】	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に対し、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
③	行動援護 【介護給付】	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。
④	同行援護 【介護給付】	視覚障害で移動に困難を有する障害者などに対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
⑤	重度障害者等包括支援 【介護給付】	常時介護を要する障害者で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
⑥	短期入所（ショートステイ）【介護給付】	居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間の入所によって、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
⑦	補装具費の支給	障害者の身体機能を補完するためのものを交付、あるいは使用中のものの修理費を給付します。

（3）地域生活支援事業

取り組み		概　要
①	日常生活用具給付等事業	重度の障害者に日常使用する用具を給付又は貸与することにより、日常生活を支援します。
②	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
③	移動支援	屋外での移動に困難がある障害者について外出のための支援を行います。

2 日中活動への支援の充実

障害者自立支援法の施行により、市内や近隣市町に立地する入所施設については、制度上、「日中活動の場と夜間の住まいの分離」や、「入所していない障害者の日中活動への受け入れ」が基本となりました。

施設から地域へという障害者自立支援法の理念の中で、日中活動の場の確保は、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。現在、特別支援学校卒業後に重複障害児者が利用できる日中活動施設の必要性が喫緊の課題となっており、また、今後は長期入院後の精神障害者などの地域生活への移行も進むことから、受け入れ先となる社会福祉施設等の充実が求められています。

【施策展開の方向】

生き生きと自分らしい地域生活を送るためには、日中の活動の場を身近な地域で利用できることが重要となります。地域において、生活介護事業や福祉的就労、社会参加事業など「日中活動の場」の充実を図り、障害者の自立を促進するため必要な支援をします。

（1）一般事業

取り組み		概　要
①	**日中活動の場の充実**	利用者ニーズと社会福祉施設の意向を尊重しながら、生活介護・療養介護や日中一時支援、就労移行支援・就労継続支援、地域活動支援センター事業など、日中活動の場の充実と利用の促進を図ります。
②	**「基準該当サービス」の指定によるサービス展開の促進**	高齢者施設（デイサービスセンター等）を活用することは、地域資源の有効活用につながることから、「基準該当サービス」の指定などを活用し、障害者の利用を促進していきます。

（2）指定障害福祉サービス

取り組み		概　要
①	**生活介護** **【介護給付】**	常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	取り組み	概　要
②	療養介護 【介護給付】	医療を要する障害者で常時介護を必要とする方に対し、主として昼間に病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
③	自立訓練（機能訓練） 【訓練等給付】	身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行をめざします。
④	自立訓練（生活訓練） 【訓練等給付】	知的障害者・精神障害者を対象とした、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行をめざします。
⑤	就労移行支援（再掲） 【訓練等給付】	企業などへの就職または在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障害者に対し、一定期間（2 年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
⑥	就労継続支援（Ａ型） 【訓練等給付】 （再掲）	①就労移行支援事業を利用したが企業などの雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業などの雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65 歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。
⑦	【訓練等給付】 就労継続支援（Ｂ型） （再掲）	①企業などや就労継続支援（Ａ型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用したが企業などや就労継続支援事業（Ａ型）の雇用に結びつかなかった方、③以上に該当しないが 50 歳に達している方、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（Ａ型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動などの機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

（３）地域生活支援事業

	取り組み	概　要
①	**地域活動支援センター事業**	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害のある人が施設に通うことで社会との交流を促進します。 精神保健福祉士が配置される地域活動支援センター（Ｉ型）や聴覚障害者の活動支援が可能な地域活動支援センターなど障害特性に応じた事業を実施・支援していきます。
②	**日中一時支援事業（再掲）**	日中における活動の場が必要な障害者などに対し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、社会に適応する日常的訓練などを行います。

3 居住の場への支援の充実

障害者自立支援法により、これまでの療護施設、授産施設、更生施設は、日中活動と住まい（夜）が明確に分離され、「施設入所支援」として住まいの部分が介護給付となりました。

グループホームは、介護の必要性の有無により、介護が必要な方のための「共同生活介護（ケアホーム）」と介護が必要でない方のための「共同生活援助（グループホーム）」に区分されています。

【施策展開の方向】

障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホーム等について重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に務めます。

障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として重要な資源と位置付け、その活用を図ります。

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、需要にあわせた新規事業の参入と新たな施設整備を促進し、施設の障害種別を越えた相互利用を進めます。

（1）一般事業

取り組み		概　要
①	居住の場の充実促進	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実と利用の促進を図ります。そのために、生活施設の整備に関する支援を進めていきます。

（2）指定障害福祉サービス

取り組み		概　要
①	共同生活介護（ケアホーム） 【介護給付】	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護など、地域において自立した日常生活を営む上での支援を行います。
②	共同生活援助（グループホーム） 【訓練等給付】	夜間や休日に共同生活を行う住居で、食事、健康管理、金銭の管理など地域において自立した日常生活を営む上での支援や相談を行います。
③	施設入所支援 【介護給付】	障害者に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場を提供します。

4 相談支援体制の充実

身近な地域で障害者や家族、介助者が、気軽に悩みや直面している生活課題を相談し、障害者施設やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための必要条件です。

本市では、庁内各部署や市社協の連携のほか、基幹相談支援センターとしての役割も想定される「香取障害者支援センター（相談支援業務委託）」で、障害のある人からの相談を行っています。

また、広域でより専門的な相談を行う機関として「香取健康福祉センター」や「銚子児童相談所」、「中核地域生活支援センター香取ネットワーク」、「地域生活支援センターサザンカの里」（成田市）、「障害者就業・生活支援センター香取就業センター」（多古町）などがあるほか、「広域専門指導員」、「地域相談員」、「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」、「民生委員・児童委員」なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

各相談機関が密接に連携しながら、利用者本位の相談を実施していくことが求められます。

【施策展開の方向】

各部門が一層連携を強化しながら、障害のある人や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。また、障害者への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携を図る場として香取市地域自立支援協議会の活性化を図ります。

取り組み		概　要
①	市による相談の適切な実施	市役所障害福祉課が障害者支援の一義的な窓口になるとともに、庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に勤めます。 また、手話通訳者の活用、プライバシーに配慮した応対など、きめ細かな配慮に努めます。
②	相談機関の充実とネットワーク化の促進	様々な状況の障害のある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所では、体制の充実を促進するとともに、地域自立支援協議会の開催等を通じて、ネットワーク化を図ります。
③	計画相談支援等給付費の支給	障害福祉サービスを適切に利用できるように、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。また、地域生活へ移行する際の相

取り組み		概　要
		談支援や、安定した地域生活を送るための連絡体制の確保や緊急対応等を行います。

5 コミュニケーション支援の促進

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

本市では、手話サークルなどの会が活動していますが、今後、さらに活動の活発化を促進することが重要です。

【施策展開の方向】

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援するＦＡＸ、パソコン等の機器の貸与等を行うとともに、重度の聴覚障害者に対しては必要に応じて手話通訳者の派遣を行います。

取り組み		概　要
①	**情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施**	地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。
②	**手話通訳者の活用促進と養成支援**	手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成支援に努めます。また、市役所に手話通訳者を設置し聴覚障害者の事務手続き等の利便を図ります。
③	**要約筆記者の活用促進**	要約筆記者の派遣事業を実施します。

6 権利擁護の推進

障害特性により支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害のある人の権利擁護の強化が求められています。

障害のある人の権利を擁護する仕組みには、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」と、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」(「地域福祉権利擁護事業」を平成 19 年度に名称変更）があります。

「成年後見制度利用支援事業」は、知的障害者・精神障害者に対して成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成する事業で、市では利用の普及促進に努めています。

「日常生活自立支援事業」は、「千葉県後見支援センターすまいる」が実施主体となりますが、市社協が相談窓口としての役割を担ってきました。また、高齢者については地域包括支援センターが相談窓口となっています。

平成 23 年 6 月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、障害者の虐待防止に係る国と自治体の責務が定められており、こうした制度の活用を促進しながら、障害のある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

【施策展開の方向】

各種制度・事業を活用し、障害者の権利擁護に努めます。

	取り組み	概　要
①	**成年後見制度の活用促進**	地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」を通じて、制度の周知や利用を権利擁護の市民団体等とも連携しながら促進します。
②	**日常生活自立支援事業の活用促進**	「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助を行っていきます。
③	**サービス実施の際の権利擁護**	福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービス等に関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化していきます。

取り組み		概　要
④	**虐待等の防止ネットワークの強化**	地域自立支援協議会を中心に、家庭・地域での虐待や金銭詐取などに対する、防止ネットワークの強化に努めます。
⑤	**虐待防止体制の整備**	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」に基づき、相談支援事業所が「虐待防止センター」の役割を担い、通報窓口や相談等の機能を果たします。 学校、事業所、医療機関、相談支援事業所、民生委員・児童委員など広く関係機関と連携し、虐待の予防及び早期発見、適切・迅速な対応を行います。

基本目標６　生活環境の整備・充実

１　障害のある人にやさしい公共空間の確保

バリアフリー、ユニバーサル・デザインの取り組みは、道路や公園、公共建築物の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、エレベーター、手すり、電光掲示板の設置など急速に進んでいます。

千葉県の「千葉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、本市においても、公共空間の整備にあたっては、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサル・デザインへの配慮に努めてきました。今後も、住民の声を生かしながら、障害のある人が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めていくことが求められています。

【施策展開の方向】

障害のある人にやさしい公共空間の確保に努めます。

取り組み		概　要
①	**公共施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進**	公共建築物や道路、公園などの建設や整備にあたっては、障害のある人にやさしい公共空間づくりに配慮していきます。そのため、可能な限り、直接、障害のある人の意見を聞き、整備計画に反映させていくよう努めます。
②	**民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の促進**	バリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を促進するため、駅や商店などの民間公益施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請していきます。

2 移動手段の確保

障害のある人の日常生活のための重要な交通手段である鉄道や路線バス、高速バスなどの公共交通機関は、施設面や運行面で、障害のある人への一層の配慮が求められます。

一方、障害のある人の外出支援については、ホームヘルプサービス（居宅介護）での通院介護事業や、市社協による移送サービスなどがあります。平成 18 年 10 月からは、地域生活支援事業の「移動支援事業」により社会参加等のための外出支援も行われています。

さらに、経済的支援として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行うとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められています。

【施策展開の方向】

公共交通機関の充実促進や交通安全対策の推進を図るとともに、各種外出支援サービスの充実に努めます。

取り組み		概　要
①	**公共交通機関の充実促進**	鉄道や路線バス・高速バスなどの公共交通機関については、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを関係機関に要請していきます。
②	**交通安全対策の推進**	交通安全については、歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めるとともに、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。
③	**各種外出支援サービスの充実**	外出支援策については、障害のある人の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」、「同行援護」や地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。
④	**外出に関する経済的支援制度の活用促進**	国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシー等の運賃、有料道路通行料金」の割引制度があります。このほか外出に関する経済的支援制度として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を実施します。

3　住宅環境の整備

　地域で安心して暮らしていくためには、暮らしやすい住宅の確保が最も大切なことです。障害のある人が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが、今後も求められます。

　また、障害のある人等への理解の不足から住宅賃貸に困難をきたすことがないよう、障害者への理解を促進させ、入居が困難な障害者を支援をしていくことも重要です。

【施策展開の方向】

　障害のある人が地域で安心して暮らしていくため、バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及や促進をします。

取り組み		概　要
①	住宅改造の促進	「日常生活用具給付事業による住宅改修」などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を図っていきます。
②	公営住宅のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進	公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサル・デザインの適用に努めます。
③	居住サポート事業の実施検討	障害のある人の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業（地域生活支援事業の相談支援事業の一メニュー）」の実施を検討していきます。

４ 生活安全の確保

東日本大震災の経験と教訓をふまえ、平素からの地域での見守り体制と、災害時に障害者等の災害弱者の方の生命と生活を守る避難支援体制の構築が喫緊の大きな課題となっています。

また、治安についても、近年、全国的に悪化傾向にあることから、本市でも見守りネットワークの体制充実など地域ぐるみでの防犯対策を強化していくことが求められています。

【施策展開の方向】

障害のある人の生活安全の確保に努めます。

取り組み		概　要
①	**地域との協働による見守り体制の構築**	障害者が地域で安心して暮らせるよう、、民生委員や社協、自治会などと連携し、地域ぐるみで見守りネットワークづくりを推進します。
②	**地域防災体制の充実**	市を中心に関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。 また、防災拠点のバリアフリー化に努めます。
③	**災害時要援護者支援計画の策定・推進**	災害時要援護者支援計画に基づき、福祉避難所の設置や、避難誘導手段など避難支援体制を明確にします。
④	**災害時福祉拠点・福祉サービス体制の検討**	災害時要援護者の緊急的福祉ニーズへの対応と広域連携の枠組み作りについて検討します。
⑤	**災害時の障害者相談支援の実施**	関係機関や各種団体と連携し、障害種別に応じた災害時の相談支援を実施します。
⑥	**地域防犯体制の充実**	警察をはじめ各種団体と連携し、防犯意識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。
⑦	**緊急通報システムの活用促進**	緊急時の通報手段の確保を図るため、聴覚障害者用ファックスなどの緊急通報システムの活用を促進します。

基本目標７　スポーツ・生涯学習、社会活動への参画等の促進

１ スポーツ･レクリエーション活動への参加の促進

本市では、公民館活動や自主グループ活動などで、障害の有無に関わらず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われとともに、公共施設のスロープや手すりの設置などを進め、市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

平成２３年８月にスポーツ基本法が制定され、基本理念の中に、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが定められました。

【施策展開の方向】

障害の有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

取り組み		概　要
①	スポーツ・レクリエーション活動の促進	障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進していきます。
②	施設・設備等の整備・改善	障害のある人が、より元気に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。
③	指導者・ボランティアの育成	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターのボランティア登録等を活用し、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成に努めます。

２ 生涯学習の推進

障害を持つ人自身の生活の質（ＱＯＬ）の向上や自己実現のために、生涯学習活動に参加することは有意義であるとともに、市民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。障害を持つ人にやさしい施設整備を進めるとともに、開催情報の周知の徹底、コミュニケーション支援（手話通訳等）などの充実が課題となっています。

【施策展開の方向】

障害のある人もない人もともに活発に活動する生涯学習の推進を図ります。

取り組み		概　要
①	**施設・設備等の整備・改善**	障害のある人が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、障害のある人に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めます。
②	**生涯学習の各種事業への参加の促進**	市は、障害のある人の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障害のある人の参加を促進していきます。
③	**成果発表の機会の提供**	障害のある人の作成する文化作品等の発表機会の確保、字幕や音声ガイドによる案内サービス等の充実に努めます。

3 障害者団体の活性化

障害を持つ人やその家族で組織された団体は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためばかりではなく、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあり、一層の活性化が求められます。

【施策展開の方向】

障害のある人の団体の一層の活性化を図ります。

取り組み		概　要
①	**障害のある人たちの団体の活性化と組織化**	障害のある人や家族の加入を促進するとともに団体の自主的な活動を支援します。
②	**各団体の相互交流の促進**	今まで相互の交流があまりなかった、身体障害、知的障害、精神障害の各団体間の相互交流を促進し、活動の活性化に努めます。

４ 社会活動への参画の促進

「ノーマライゼーション」の社会の実現のためには、障害者一人ひとりが自分自身の経験や能力を活かして社会活動へ参画し、障害のある人とない人が協働でまちづくりなどを進めていくことが必要です。

【施策展開の方向】

社会活動への障害のある人の参画の促進に努めます。

取り組み		概　要
①	**市政への参画の促進**	市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障害のある人の参画を促進します。特に、政策検討の場である各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。
②	**障害のある人の社会貢献活動の振興**	障害者が経験や能力を活かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障害のある人自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動などを支援していきます。